

石綿含有建材に関する事前調査を行うための調査者資格の取得を必要とする石綿障害予防規則の施行まで3か月余りとなりました。山口建設安全教育センターでは、山口県内で数少ない教習機関として今後も施行までの間、受講者の方の便宜を図りながら毎月当該講習の開催を行います。

これまで、解体、改修作業時に必要となる石綿作業主任者技能講習の開催について、多くのご要望をいただいていたましたが、所要の審査を経て6月13日に山口労働局長登録が決定しました。専門医や保護具メーカー等の講師により、下記の日程で開催いたします。6月13日から受付を開始しますのでお申し付けください。

石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習・石綿取り扱い作業特別教育の3講習を対面で一貫して行う県内唯一の講習機関として、皆様のご要望に応じてまいります。

〔山口労働局登録第2号〕一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	6月26・27日(月・火) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
5	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	
6	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町 1-14-51	20人	
7	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	
8	10月上旬(調整中) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	周南会場 (周南市又は下松市) ※7月上旬に決定します	40人	

〔山口労働局長登録第171号〕石綿作業主任者技能講習の開催予定

受付開始します

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	8月1・2日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
2	9月4・5日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	

石綿取り扱い作業特別教育(助成金対象)開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	6月21日(水) 9:30~15:20	柳井市内	臨時開催※	受講料 7,000円 テキスト代 979円
2	7月 5日(水) 9:30~15:20	岩国市内	臨時開催	
3	7月12日(水) 9:30~15:20	下関市内	臨時開催	
4	7月20日(木) 9:30~15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	※ 臨時開催の講習については、一般の方の申し込みはできません
5	8月中旬(調整中)	周南地区	35人	

石綿含有建材調査者講習はお済ですか？ 今なら間に合います！

解体・改修・各種設備工事の施工に際しては、事前に建築物の建材について石綿の含有の有無に関する調査を行い、労働基準監督署と山口県に対しその結果を報告する必要があります。令和5年10月1日からは、「建築物石綿含有建材調査者講習」を修了した方がその調査を行うことが義務化されます。施行間際になると受講希望者が殺到しますので、未取得の方はお早めに計画的に受講してください。

解体やリフォーム作業を行うためには、事前に建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者による事前調査を行い、その結果を労働基準監督署に報告することが必要ですが、ほかに、

- ① 作業に携わる作業員全員に対して石綿作業特別教育を行わなければなりません
- ② 作業員を指揮監督する石綿作業主任者を技能講習を修了した者から選任しなければなりません
- ※ 当センターでは、他の講習機関と比べ、低額の石綿含有建材調査者講習受講料を設定し、負担を軽減して開催します

石綿含有建材調査者講習の受講要件

石綿調査者講習を受講するためには、以下に掲げる受講要件があります。作業従事年数に足らないことから受講できない方は、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講が可能となりますので、ご確認ください。

- 講義を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者としてします
 - ① 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
 - ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ③ 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - ④ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
 - ⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
 - ⑥ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
 - ⑦ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
 - ⑧ 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ⑨ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ⑩ 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
 - ⑪ 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
 - ⑫ 第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

お知らせ 石綿作業主任者技能講習の登録が整い、募集を開始したところ、早速多くの申し込みをいただきました。当センターでは、ご要望に応じて各種講習の臨時開催をしています。一定人数の受講者があれば開催をいたしますので、お問い合わせください。

人材開発支援助成金やCPDS等各種証明書の作成を必要とされる方は、対応しますので事前にお申し付けください。

梅雨の真っ最中で蒸し暑い日が続いています。熱中症の予防のための教育はお済ですか？ 熱中症にご用心を！